

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 12 号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（平成 16 年 1 月 28 日公表）

2. コメント募集期間

- 平成 16 年 1 月 28 日～平成 16 年 2 月 23 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 13 号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 16 年 3 月 9 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	社団法人日本貿易会

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL2	藤井 裕典	株式会社 ディーバ
CL3	山田 岳	新橋監査法人 公認会計士
CL4	滝澤 徳也	新日本監査法人 公認会計士
CL5	浅岡 久治	Y K T 株式会社
CL6	田中 英武	株式会社エスエスティ
CL7	中野 雅史	東京ガス株式会社 経理部
CL8	菊岡 将文	関西電力株式会社 経理室

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
費用処理について	論点1：費用処理について ① 費用処理を強制すべきではない ・ 会社が利益処分として支給することを決定したのであれば、職務執行の対価という「報酬」の性格を超えるものであり、費用処理を強制すべきではない。（菊岡氏） ② 費用処理は適当である ・ 何が原因でかくも長い間、費用処理を認めず利益処分を義務づけてきたのか判りませんが、余りにも費用処理へ変えるのに遅すぎた。（浅岡氏） ・ 役員賞与が損金扱いできるならば賛成。（田中氏） 論点2：連結財務諸表において連結会社の会計処理は、（費用処理に）統一すべきではないか。（山田氏、藤井氏、日本貿易会） ・ 費用処理することが適当である。 ・ グループとして統一した考え方があって然るべきで、子会社ごとに異なる処理を認めると恣意性が排除できない。 ・ 連結財務諸表全体として適正にならない。 ・ 国際的な会計基準との調和の観点から、連結上は一律費用処理が適当。	・ 本公開草案の提案は、費用を強制するものではない。また、確かに職務執行の対価であるか否かは事実認定の問題であるが、職務執行の対価ではなくとも、配当ではない限り、会計上、費用又は損失という考え方はあるのではないか。このため、当面の取扱いとしては、現状どおりではどうか。 ・ 公開草案で示されていたように、当該会計処理は、連結財務諸表における利益処分の会計処理の規定から、親会社及び子会社の会計処理の原則及び手続の統一の項目と解することは困難と考えられる。 ・ 公開草案での提案は、1つの事実に対する会計処理の選択を認めているのではなく、異なる事実（支給手続）として捉えることが当面の間、あり得ることを容認している。このため、現状どおりではどうか。

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
CF 計算書における取扱い	論点 3：P/L、S/Sと表示場所は異なってもC/S上は同一項目（営業活動によるCF）としてよいか。 （藤井氏）	・ よいと考える。ただし、本実務対応報告で言及するまでもないのではないか。
株主総会決議との関係	論点 4：株主総会決議との関係はどうなるのか。 ① 費用計上した場合には商法第 283 条ではなく、第 269 条（又は第 279 条）の議案になると思われるが、この点が不明確である。 （日本貿易会、中野氏） ② 費用処理したものを利益処分の議案として株主総会の議案に付した場合の処理はどうなるのか。 （滝澤氏） ③ もし総会で否決された場合には、費用処理をしている企業はどのように処理するか。 （滝澤氏）	・ 費用処理した場合、株主総会において承認を求めるときの議案は第 269 条としての議案になると考えられる（脚注 3 参照）。ただし、若干、商法上の確認が必要ではないかという点がある（例えば、費用処理した場合に利益処分の議案として取り扱うことことの監査上の不適法性など）ため、引き続き検討することとしている。
中間財務諸表における取扱い	論点 5：中間財務諸表における 1 株当たり利益の算定上、役員賞与引当金の取扱いはどうなるか。（本公開草案では、原則計上としているが、1 株当たり利益に関する実務対応報告第 9 号では、中間期における負担分は見積もらないこととされている。） （山田氏）	・ 実務対応報告第 9 号は、役員賞与を利益処分として支給することを想定しており、費用処理した場合の取扱いとは異なることとなる。
発生ベースによる計上の実務上の取扱い	論点 6：発生ベースによる計上について ① 役員の在任期間が 6 月から翌 6 月までのときも、3 月の期末時点では 6 月までの 1 年分を当期の費用に計上するのか。 （中野氏） ② 役員賞与を連結ベースの業績連動としている場合には、個別財務諸表作成の期限までに連結財務諸表が作成できない場合もあり、実務への配慮から確定時（発生ベースではなく）の計上を容認すべき。 （日本貿易会）	・ 役員賞与の支給に対応する期間が明確になっているのであれば、当期に対応する金額を当期の費用に計上することとなる。 ・ 通常は、在任期間ではなく事業年度に対応する賞与が支払われると考えられ、支給見込額の全額を当期の費用として計上することになるのではないかと。 ・ 連結ベースの業績連動としている場合でも、発生ベースではなく支払ベースでの計上を認める理由とはならず、少なくとも合理的な見積額による計上が求められるのではないかと。

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
開示	論点 7：費用処理と従来の利益処分による処理の双方を認めるのであれば、選択した会計処理の方法等を注記すべきではないか。（日本貿易会） 論点 8：発生ベースにより引き当てた役員賞与の金額は、営業報告書上の「取締役及び監査役に支払った報酬額」に含めて開示するのか。その場合、移行初年度は金額がダブルになるのか。（中野氏）	・ 会計処理の選択の問題ではなく、異なる事実（支給手続）として捉えることが当面の間、あり得ることを容認しているため、このような注記は不要と考えるがどうか。なお、混乱を避けるため、会計方針の変更に該当しない旨を追加してはどうか。 ・ 日本公認会計士協会における「営業報告書のひな型」の検討にて対応される予定。）
当面の取扱いの「当面」の意味	論点 9：「今後、引き続き検討し、今回の内容を再検討する場合があります」とされているが、背景や具体的論点及び方向性や日程の目処を示してもらいたい。（日本貿易会）	・ 現時点で結論が得られている以上のことは言及できない。なお、若干、商法上の確認が必要ではないかという点がある（例えば、費用処理した場合に利益処分の議案として取り扱うことの可否など）ため、引き続き検討することとしている。